

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ

交通事故等によりマイナ保険証や資格確認書を使用して病院にかかる場合「第三者行為による傷病(被害)届」の提出が必要になります。

本来第三者(自分以外)から受けたケガ等の治療費は、加害者が負担するべきですが、傷病(被害)届の提出により、保険者(国保・後期高齢者医療)が一時的に立替払いをし、後日、加害者にその治療費を請求することとなります。



第三者行為とは

- ・交通事故(自動車事故・自転車事故等)
- ・他人の飼い犬等にかまれた
- ・他人から暴力を受けた 等

※相手方との取り決めや示談の前に下記お問合せまでご連絡ください。示談の内容により第三者行為による治療費について、被保険者ご自身で負担しなければならぬ場合があります。

マイナ保険証や資格確認書等が使えない場合

- ・通勤中や業務中の負傷(労災保険の対象)
- ・不法行為(飲酒運転・無免許運転等)によるケガ

※ケンカや泥酔による傷病については、マイナ保険証・資格確認書等が使用できない場合があります。

【お問合せ】市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線111・129

ご協力ください！

口座振替で税金の節約



～最も経費のかからない納付方法は「口座振替」です～

口座振替をご利用いただくと、コンビニ納付など他の納付方法に比べ、市が取扱機関へ支払う手数料を最も抑えることができます。皆さまからの税金をより有効に使うためにも、ぜひ口座振替の利用をお願いします。

例

令和5年度に潮来市でかかった税の支払い手数料※

年間 約395万円

(口座振替・コンビニ納付・QRコード納付の合計)

もしこれらの納付を全て口座振替にした場合にかかる市の支払い手数料

年間 約190万円

約200万円以上も

税金の節約になります！

※市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の支払い手数料の合計

また市民の皆さんにとっても、納付に行く手間がなくなる、納付忘れがなくなる、などのメリットがあります！

申し込みは
簡単♪
3ステップ

1 申込書に
必要事項を記入



2 通帳の届出印の押印



3 市役所・
金融機関窓口
に提出



詳細は潮来市HPから

【お問合せ】 税務課 収税グループ ☎63-1111 内線137